

## 資料1：ICRPの線量体系の基礎となる考え方 (Pub.22, 1973)

**放射線作業従事者**：職業上の被ばくによる危険は、高い安全水準の大部分の他の産業または科学に関する職業において容認されている以上の危険であるべきではない。

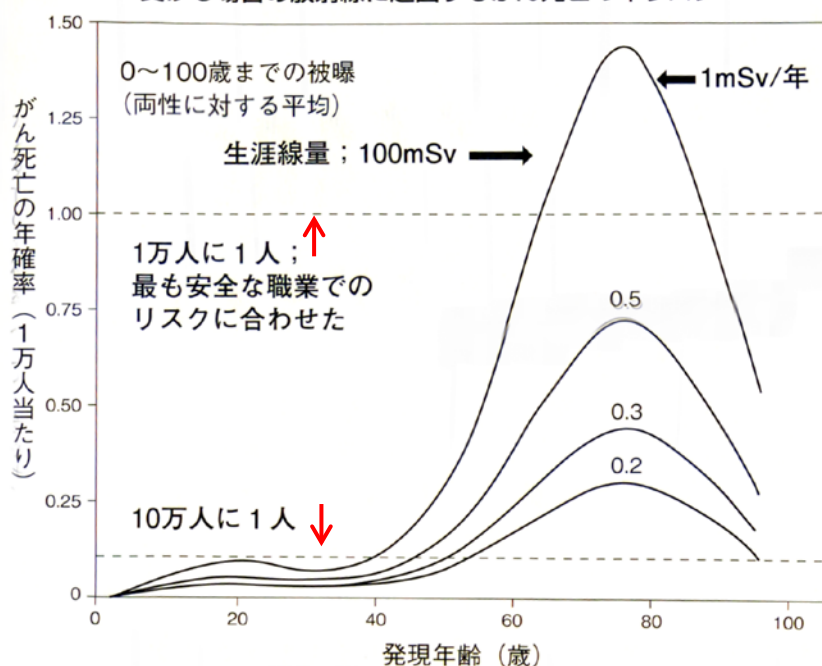
**一般公衆**：日常生活において通例容認されている他の危険より小さいか同じであるべきであり、他の方法では受けることのできない利益という面から考えて正当とされるものであるべきである。

1990年ICRP勧告の意味するところ

**放射線作業従事者・年20mSv**（5年で100mSv、いかなる年も50mSvを超えない）：最も危険な仕事（山林業、鉱業、建設業等）での年あたりの死亡リスク（千人に一人）と同等のリスクであれば容認されうる境界であろうとして定められた（全就労期間で約1Svを想定）。

**一般公衆・年1mSv**：自然放射線以外の追加的被ばくによる65歳までのがん死亡率が、最も安全と考えられる仕事（商業、サービス業、事務等）での年あたりの死亡リスク（1万人に一人）を超えない値として定められた。

公衆被曝：一般大衆が生涯にわたり0.2、0.3、0.5、1.0 mSv/年の被曝を受ける場合の放射線に起因するがん死亡の年リスク



野村大成（医薬基盤研究所・大阪大学名誉教授）著「人の放射線発がんの予防」

がんの予防シリーズ④、公益財団法人安田記念医学財団、2013年2月

\*なお、化学物質の日本での許容基準は、がん死に関しては10万分の1または100万分の1のリスクに該当する値で決められている。

【追加資料】 以下は、ICRP90 年勧告で示されているリスクに関する図。上図(a)が一般公衆、下図(b)が放射線作業従事者に該当する。(＊フォーラムでは使用していない)

『国際放射線防護委員会の 1990 年勧告』(日本アイソトープ協会翻訳・発行)より引用

